



については、遅滞なく、これを当該市町村長に通知しなければならない。

#### (国庫負担金の額の算出方法)

第六条の三 法第八条第一項の規定により国が地

方公共団体に対し交付する負担金の額は、法

第七条の規定により決定された災害復旧事業の

事業費のうち各年度において施行される災害復

旧事業に係るものから当該各年度における工事

費及び事務費を除いた額に法第四条の規定によ

る國の負担率を乗じて得た額とする。

#### (国庫負担金の額の通知)

第六条の四 主務大臣は、法第八条の規定によつ

て国の負担金を交付しようとするときは、あら

かじめその額を当該災害復旧事業を施行する都

道府県知事若しくは指定都市の長又は当該灾害

復旧事業を施行する市町村を管轄する都道府県

知事に通知するものとする。

#### 2 第六条の二第二項の規定は、前項の規定によ

る通知を受けた都道府県知事について準用す

(設計の変更又は事業の廃止)

第七条 国が地方公共団体に対して負担金を交付

しようとする場合においては、主務大臣は、当

該負担金に係る災害復旧事業の工事の施行に際

し法第七条の規定による災害復旧事業の事業費

の決定の基礎となつた設計(施行箇所を含む)の

変更(軽微な変更を除く)をしようとする

ときは、あらかじめ主務大臣に協議し、その同

意を得なければならない旨の条件を付するもの

とする。

2 地方公共団体の長は、前項の規定に基づき付

された条件に従い、設計の変更について協議の

申出をしようとするときは、設計書を添付して

しなければならない。

3 地方公共団体の長は、国が交付した負担金に

係る災害復旧事業を廃止した場合においては、

遅滞なく、その旨を主務大臣に報告しなければ

ならない。

4 第六条第三項の規定は前一項の場合に準用す

る。この場合において、「前一項」とあるのは、「第七条第一項及び第三項」と読み替えるもの

とする。

5 主務大臣は、第一項の規定に基づく条件に従

い協議の申出を受けた設計の変更が水勢若しく

は地形の変動その他的事由に基づきやむを得な

いと認める場合又は当該施設に関する改良工事

と併せて施行することが適当であると認める場

合においては、同意をしなければならない。

#### (緊要な災害復旧事業)

第七条の二 法第八条の二に規定する政令で定め

る緊要な災害復旧事業は、次のとおりとする。

一 第一条第一号の公共土木施設について、次

に掲げる災害のいずれか一によつて必要を生

じた事業

イ 破堤

ハ 河川法第三条第一項に規定する河川の堤

防の脚部の深掘れで根固めをする必要があ

るもの

二 河川の埋塞で流水のそ通を著しく阻害す

るもの

ホ 護岸、床止め、水門、樋門、樋管又は天

然の河岸の全壊又は欠壊で、これを放置す

るとときは、著しい被害を生ずるおそれがあ

るもの

二 第一条第二号の公共土木施設について、次

に掲げる災害のいずれか一によつて必要を生

じた事業

イ 破堤

ハ 堤防の欠壊で破堤のおそれがあるもの

に掲げる災害のいずれか一によつて必要を生

じた事業

二 護岸、水門、樋門、樋管又は天然の海岸

の全壊又は欠壊で、これを放置するとき

は、著しい被害を生ずるおそれがあるもの

に掲げる災害のいずれか一によつて必要を生

じた事業

二 河川の埋塞で砂浜における土砂の流失で

根固めをする必要があるもの

に掲げる災害のいずれか一によつて必要を生

じた事業

二 河川の埋塞で流水のそ通を著しく阻害す

るもの

二 第一条第三号の公共土木施設について、次

に掲げる災害のいずれか一によつて必要を生

じた事業

イ 損傷、床止め、護岸、堤防、山腹工又は

天然の河岸の全壊又は欠壊で、これを放置す

るとときは、著しい被害を生ずるおそれが

あるもの

二 流路工若しくは床止めの埋塞又は天然の

河岸の埋没で、これを放置するときは、著

しい被害を生ずるおそれがあるもの

二 第一条第四号の公共土木施設について、

堤、谷止め、床止め、防潮堤、護岸又は山腹

工の全壊又は欠壊で、これを放置するとき

は、著しい被害を生じた事業

二 第一条第五号の公共土木施設について、當

該施設の全壊若しくは欠壊、埋塞又は埋没

で、これを放置するときは、著しい被害を生

ずるおそれがあるものによつて必要を生じた

六 第一条第六号の公共土木施設について、壁、法面保護工、排水施設、杭、柵、アンカ

ー工、雪崩防止工又は落石防止工の全壊又は

欠壊で、これを放置するときは、著しい被害

を生ずるおそれがあるものによつて必要を生

じた事業

イ 幅員三メートル以上の道路の埋没又は欠

壊で、これによつて当該道路による交通が不

可能又は著しく困難であるもの(う回道路

による交通が著しく困難でない場合を除く)。

ハ 道路の埋没又は欠壊で、これを放置する

ときは、著しい被害を生ずるおそれがある

もの

二 第一条第八号の公共土木施設について、次

に掲げる災害のいずれか一によつて必要を生

じた事業

イ 係留施設の破壊で船舶の係留又は荷役に

重大な支障を与えるものの(他の施設による輸送が

著しく困難でない場合を除く)。

ハ 臨港交通施設の破壊でこれによつて当該

臨港交通施設による輸送が不可能又は著し

く困難であるものの(他の施設による輸送が

著しく困難でない場合を除く)。

二 外郭施設の破壊で、これを放置するとき

は、著しい被害を生ずるおそれがあるもの

に掲げる災害のいずれか一によつて必要を生

じた事業

二 港湾の埋塞で船舶の航行又は停泊に重大

な支障を与えているもの

ハ 港湾の埋塞で船舶の航行又は停泊に重大

な支障を与えるもの

二 第一条第九号の公共土木施設について、次

に掲げる災害のいずれか一によつて必要を生

じた事業

ホ 廃棄物埋立護岸の破壊で、これを放置す

るとときは、著しい被害を生ずるおそれがあ

るもの

二 第一条第十号の公共土木施設について、

処理施設又はこれを補完する施設の破壊

又は埋塞で下水の処理に重大な支障を与える

もの

二 第一条第十二号の公共土木施設につい

て、当該施設の全壊若しくは欠壊又は埋没

で、これを放置するときは、著しい被害を生

じるおそれがあるものによつて必要を生じた

事業

二 第一条第十三号の公共土木施設について、

輸送施設の破壊でこれによつて当該輸送

施設による輸送が不可能又は著しく困難で

あるもの(他の施設による輸送が著しく困

難でない場合を除く)。

ハ 渔港の埋塞で漁船の出入又は停泊に重大

な支障を与えているもの

二 外郭施設の破壊で、これを放置するとき

は、著しい被害を生ずるおそれがあるもの

十一 第一条第十号の公共土木施設について、次

に掲げる災害のいずれか一によつて必要を生

じた事業

イ 取水施設

又は埋塞で原水の供給を著しく阻害する

もの

ハ 净水施設の破壊又は埋塞で淨水を得るの

に重大な支障を与えるもの

二 第一条第十一号の公共土木施設について、

次に掲げる災害のいずれか一によつて必要を生

じた事業

イ 取水施設

又は埋塞で下水の排除を著しく阻害する

もの

ハ 降水施設又は配水施設の破壊

又は埋塞で下水の供給を著しく阻害する

もの

二 第一条第十二号の公共土木施設につい

て、当該施設の全壊若しくは欠壊又は埋没

で、これを放置するときは、著しい被害を生

じるおそれがあるものによつて必要を生じた

事業

二 第一条第十三号の公共土木施設につい

て、当該施設の全壊若しくは欠壊又は埋没

したとき、又は法第十二条第一項に規定する

事業の実行に関し重要な事項について指示を

したとき、又は法第十二条第一項に規定する



ばならない旨の条件は、新負担法施行令第七条第一項の規定により付された主務大臣に協議し、その同意を得なければならない旨の条件とみなす。

**附 則（平成二年六月七日政令第三一）**

（二号）抄  
（施行期日）

1  
この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

**附 則（平成一四年三月二十五日政令第六〇号）抄**

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

**附 則（平成一五年三月三一日政令第六三三号）抄**

（施行期日）

この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

**附 則（平成一六年一二月一五日政令第三九六号）抄**

（施行期日）

第一条 この政令は、都市緑地保全法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十六年十二月十七日。以下「施行日」という。）から施行する。

**附 則（平成二〇年六月一三日政令第一九四号）抄**

（施行期日）

この政令は、公布の日から施行する。

**附 則（平成二二年三月三一日政令第七八号）抄**

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

第四条 第三条、第五条、第八条、第十条、第十三条及び第十三条の規定による改正後の次に掲げる政令の規定は、平成二十一年度以降の年度の予算に係る国の負担又は補助について適用し、平成二十一年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成二十一年度以後の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

一 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第六条の三

**附 則（平成二五年二月六日政令第二八号）抄**

（二号）抄  
（施行期日）

**附 則（令和五年一〇月一八日政令第三〇四号）抄**

（施行期日）

第一条 この政令は、地方自治法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十五年三月一日）から施行する。

**附 則（令和六年三月二九日政令第一〇二号）抄**

（施行期日）

第一条 この政令は、令和六年四月一日から施行する。